

令和6年(行ウ)第452号 弁護士会鼎立解消手続等請求事件

原告 道本幸伸 外6名

被告 東京弁護士会 外3名

答 弁 書

令和7年1月30日

東京地方裁判所 民事第2部 Dc係 御中

被告東京弁護士会訴訟代理人弁護士 森 田 亮 介

同 (担当) 大 野 俊 介

同 由 岐 洋 輔

同 新 美 智 彬

代

同 大 和 田 彩 乃

同 山 下 紗 耶 佳

代

同 (担当) 出 口 俊 太 郎

代

同 (担当) 吉 田 清 悟

同 湯 山 花 苗

第1 請求の趣旨に対する答弁

1 本案前の答弁

- (1) 本件訴えをいずれも却下する
- (2) 訴訟費用は原告らの負担とする
との判決を求める。

2 本案の答弁

- (1) 原告らの請求をいずれも棄却する
- (2) 訴訟費用は原告らの負担とする
との判決を求める。

なお、仮執行の宣言を付するのは相当ではないが、仮にその宣言をなされる場合においては、担保を条件とする仮執行免脱の宣言を求める。

第2 本案前の答弁の理由

1 請求の趣旨第1項(1)について

- (1) 司法審査の対象外であること

弁護士会は、弁護士の使命及び職務に鑑み、「その品位を保持し、弁護士事務の改善進歩を図るため」（弁護士法第31条第1項）、弁護士の指導、連絡及び監督に関する事務を行うものとされているところ、その目的を達成するため、「会議に関する規定」（同法第33条第2項第5号）を含む必要な諸事項については会則によりこれを規定し実施することができるなど（同法33条第1項、第2項）、一般市民法秩序と別個に自律的な法規範を有する団体を形成している。

このような一般市民法秩序とは別個に自律的な法規範を有する弁護士会内における紛争については、それが一般市民法秩序と直接関係を有しない内部的な問題にとどまる限り、弁護士会の自主的、自律的な解決に委ね、裁判所の司法審査の対象にはならないというべきである。

原告らは、被告東京弁護士会（以下「被告東弁」という。）の会長に対し、被告東弁の合併又は解散の合意の承認を求める総会を開催するよう求めているが、当該総会を開催するか否かについての紛争は、一般市民法秩序と直接関係を有しない純然たる弁護士会の内部問題にすぎないため、裁判所の司法審査の対象となる法律上の争訟に該当しない。

(2) 非申請型義務付訴訟の訴訟要件を満たしていないこと

仮に、請求の趣旨第1項(1)の訴えが法律上の争訟に該当するとしても、当該訴えは訴訟要件を満たしていない。

ア 原告らが「法律上の利益を有する者」（行訴法第37条の2第3項）の要件に該当しないこと

弁護士法には、各弁護士が、自己の所属する弁護士会の会長に対し、総会の開催を求める権利について定めた明文の規定は存在しない。

他方で、弁護士法は、前述のとおり、「会議に関する規定」（同法第33条第2項第5号）については、弁護士会の会則で定めるものとしている。

そして被告東弁の会則では、総会は会長が招集するとされており（東京弁護士会会則第33条第1項、乙A第1号証、10頁）、会長以外の者が総会招集の請求を行い得る場合は「常議員会の議長が、常議員会の議決を経て総会招集の請求をしたとき」（同会則第34条第1項、乙A第1号証、10頁）、「150人を超える弁護士会員が、議案に理由を付して連署し、その代表者により総会招集の請求をしたとき」（同会則第35条第1項、乙A第1号証、10頁乃至11頁）に限定している。

すなわち、弁護士法の規定からは、各弁護士が、自己の所属する弁護士会の会長に対し、総会の開催を求める権利を個別的に保護する趣旨は読み取れない。また、原告らの求める総会が開催されなかったとしても、原告らに何らかの具体的な不利益が生じるものでもない。

したがって、原告らが「法律上の利益を有する者」に該当しないことは明らかである。

イ 被告東弁が総会を開催することは「処分」(行訴法第3条第6項本文)の要件に該当しないこと

「処分」とは、公権力の主体たる国または公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているものをいう。

しかし、被告東弁による総会の開催は、それ自体、直接原告らの権利義務を形成するものでも、その範囲を確定するものでもない。

したがって、「処分」の要件を満たさないことは明らかである。

ウ 「重大な損害」(行訴法第37条の2第1項)の要件に該当しないこと

被告東弁による総会の開催がなされなくとも、原告らには何ら具体的な損害は生じない。したがって、「重大な損害」の要件を満たさないことは明らかである。

エ 「損害を避けるため他に適当な方法がない」(行訴法第37条の2第1項)の要件に該当しないこと

前述のとおり、被告東弁では150人を超える弁護士会員が、議案に理由を付して連署し、その代表者により総会の招集を請求すれば(同会則第35条第1項、乙A第1号証、10頁乃至11頁)、総会を開催することが可能であり、他に適当な方法が存在する。

原告らは、他の会員から当該要件を満たすだけの賛同を得られなかったため、本訴を提起したにすぎない。

オ 弁護士法43条の9第1項が適用される場面ではないこと

原告らは、訴状、第7まとめにおいて、本件請求の趣旨の根拠条文として、弁護士法第43条の9第1項を引用している。

しかし、同法第43の9第1項は、解散の決議がなされた後に適用される条文であり、解散の決議がなされる前段階において、弁護士会が裁判所の監督に服することを定めた条文ではない。

したがって、原告らの当該引用は不適切であり理由がない。

(3) 小括

以上より、請求の趣旨第1項(1)に係る請求は却下されるべきである。

2 請求の趣旨第2項について

(1) 原告らは、請求の趣旨第2項において、「原告らと被告東京弁護士会、同第一東京弁護士会、同第二東京弁護士会、同日本弁護士連合会との間において、被告東京弁護士会、同第一東京弁護士会、同第二東京弁護士会が東京地方裁判所管轄区域ごとの弁護士会を設立しないこと」が「弁護士法32条に違反すること」の確認（以下「本件違法確認の訴え」という。）を求めている。

しかし、本件違法確認の訴えは、法令に違反するか否かという点について抽象的な確認を求めているものにすぎず、また、当事者である原告らと被告東弁との間には何ら具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争が生じていない。

したがって、本件違法確認の訴えは、裁判所法3条第1項にいう法律上の争訟に当たらない。

(2) また、仮に、本件違法確認の訴えが、裁判所法3条第1項にいう法律上の争訟に当たり、かつ、当該訴えが認容されたとしても、原告らの法的地位に何ら影響しないのであるから、救済手段として有効適切であるとは言えず、確認の利益が存在しない。

(3) 小括

以上より、請求の趣旨第2項に係る請求も却下されるべきである。

3 請求の趣旨第3項について

(1) 原告らは、被告東弁の会長がその職務権限の不行使によって被告三会の鼎立状態を放置させていたことが「違法」（国家賠償法第1条第1項）であると主張する。

(2) しかし、国家賠償法に基づく損害賠償請求であったとしても、違法性の判断を行うにあたりその前提問題について司法審査が及ばない場合には、法律上の争訟に当たらないと解すべきである。

(3) そして、本件における違法性の判断の前提問題である被告東弁の会長が被告三会の併存状態を放置したことが違法であるか否かという問題は、一般市民法秩序と直接関係を有しない純然たる弁護士会の内部問題にすぎないため、裁判所の司法審査が及ばない。そのため、請求の趣旨第3項記載の請求は、裁判所の司法審査の対象となる法律上の争訟に当たらない。

(4) 小括

したがって、請求の趣旨第3項に係る請求も却下されるべきである。

第3 請求の原因に対する認否

- 1 (1) 請求の原因第1、1のうち、明治26年制定の弁護士法（以下「旧々法」という。）第18条の条文内容及び原告らの引用する昭和8年制定の弁護士法（以下「旧法」という。）の条文の存在については認め、その余の事実は不知、評価は争う。
- (2) 同第1、2のうち、原告らの引用する弁護士法の条文の存在については認め、その余の事実は不知、評価は争う。
- 2 同第2のうち、原告らの引用する行政事件訴訟法、弁護士法、国家賠償法、裁判所法及び憲法の条文の存在並びに令和4年5月25日大法廷判決（民集76巻4号711頁）の存在は認め、その余の事実は不知、評価は争う。
- 3 同第3のうち、原告らの引用する憲法、行政事件訴訟法、旧法、弁護士法、国家行政組織法及び国家賠償法の条文の存在、世界人権宣言及び市民的政治的権利に関する国際条約の条文の存在、国連人権理事会採択の「ビジネスと人権に関する指導原則」の存在並びに平成8年3月19日第三小法廷判決（民集50巻3号615頁）、平成17年9月14日大法廷判決（民集59巻7号2087頁）及び令和4年5月25日大法廷判決（民集76巻4号711頁）の存在は認め、その余の事実は不知、評価は争う。
- 4 (1) 請求の原因第4、1、(1)のうち、被告東弁の2023年3月31日時点の会員数が9068人であることは否認し、その余の事実は不知、評価は争う。

被告東弁の2023年3月31日時点の会員数は、弁護士会員数9063名、外弁会員数83名の合計9146名である。

- (2) 同第4、1(2)のうち、霞が関、新宿、蒲田、八王子、立川、町田、池袋、北千住、錦糸町に法律相談センターがあることは認め、高齢者・障がい者総合支援センター及び紛争解決センターが被告東弁単独運営であることは否認し、その余の事実は不知、評価は争う。高齢者・障がい者総合支援センター及び紛争解決センターについては、東京三会で対応している部分ある。なお、2023年度の「収入」の計算方法が不明であり認否ができない。
- (3) 同第4、1(3)の事実は不知、評価は争う。
- (4) 同第4、1(4)のうち、多摩支部が3支部で構成され支部長が3名存在することは認め、その余の事実は不知、評価は争う。
- (5) 同第4、1(5)は争う。
- (6) 同第4、2のうち、監査報告（甲18の1）が存在することは認め、その余の事実は不知、評価は争う。
- (7) 同第4、3(1)ア第1段落は認める。同ア第2段落第1文は否認する。被告東弁は19フロアに共有部分を有している。同ア第2段落第2文は認める。同イ第1段落及び第2段落第1文は認め、第2段落第2文は争う。
- (8) 同第4、3(2)ア第1段落第1文のうち、被告東弁が新会館臨時会費を徴収してきたことは認め、2003年3月31日までに入会をした会員の負担金が130万円であったという部分は否認する。負担金が130万であったのは、2004年3月31日までに入会をした会員である。同ア第1段落第2文のうち、2004年4月1日以降入会の会員から徐々に減額されたことは認め、2019年4月1日以降の会員については新会館臨時会費が徴求されなくなったという事実は否認する。新会館臨時会費が徴求されなくなったのは、2018年4月1日以降の会員である。同ア第2段落の事実は不知、評価は争う。同イのうち、2022年3月14日臨時総会議案資料シミュレーションにおいて2033年の段階で修繕積立金会計の次期繰越金が約13億

円となる試算であり現在のシミュレーション上30年目改修までの予想費用分は賄えるとされていることは認め、その余の評価は争う。同ウからオの事実は不知、評価は争う。

- (9) 同第4、4(1)第1段落は認める。第2段落は不知。第3段落第1文は認め、第2文は争う。
 - (10) 同第4、4(2)ア第1段落第1文は認める。同ア第1段落第2文及び同ア第2段落は争う。同イは争う。
 - (11) 同第4、4(3)のうち、弁護士会館が東京三会と日本弁護士連合会の区分所有となっているという部分は否認し、その余の事実は不知、評価は争う。弁護士会館の権利関係は区分所有ではなく共有である。
 - (12) 同第4、5のうち、弁護士会館が東京の三つの弁護士会の区分所有となっているという部分は否認し、その余の事実は不知、評価は争う。弁護士会館の権利関係は区分所有ではなく共有である。
 - (13) 同第4、6の事実は不知、評価は争う。
 - (14) 同第4、7のうち、当会の会費が月額1万6000円であることは認め、日弁連会費が1万2000円とであること及び会館特別会費が月額1万円の割合で上乗せされることについては否認し、その余の事実は不知、評価は争う。日弁連会費は月額1万0200円（日弁連特別会費2100円を加えた金額は1万2300円）であり、また、会館特別会費は入会日により幅があり月額1万円の割合で上乗せされるとは限らない。
 - (15) 同第4、8から13の事実は不知、評価は争う。
- 5 請求の原因第5のうち、原告らの引用する弁護士法及び東京弁護士会会則の条文が存在すること並びに会長及び副会長の任期が1年であることは認め、その余の事実は不知、評価は争う。
- 6 請求の原因第6の事実は不知、評価は争う。
- 7 請求の原因第7は争う。

第4 被告東弁の主張

1 三会併存状態は何ら違法ではないこと

弁護士法第89条第1項は、「この法律施行の際現に同じ地方裁判所の管轄区域内に在る二箇以上の弁護士会は、第三十二条の規定にかかわらず、この法律施行後もなお存続させることができる。」と規定されているところ、原告らも認めているとおり、被告東弁、被告一弁及び被告二弁は、「この法律施行の際現に同じ地方裁判所の管轄区域内」に存在していた。

同法第89条第1項は、同法第32条の例外規定であるため、東京地方裁判所の管轄区域内に、被告東弁、被告一弁及び被告二弁が併存することは違法ではない。

同法第89条第1項が同法第32条の例外規定であることは、「特別法コンメンタール増補弁護士法」(甲1の1)320頁において、「本条は、この三弁護士会のそれぞれの沿革と現状とにかんがみて、これを例外的措置として引き続きその存立することを容認したのである。」との記載があり、また、「条解弁護士法【第5版】」(甲2)720頁において、「本条は、…法32条の例外として、本法施行後も、同じ地方裁判所の管轄区域内に存在する2個以上の弁護士会について、そのまま存続させることを認める規定である。」との記載があることから明らかである。

これに対し、原告らは、大要、同法第89条第1項が附則に位置していること、附則は一般的に経過規定であること等を根拠として、「附則の鼎立存続容認には、時間的な限定がある」(訴状、第3、2(2)第2段落)と主張する。

しかし、同法89条第1項が期限付きの経過規定であるとすれば、当該期限が具体的に規定されるはずであるが(甲4の2)、同法89条第1項には併存状態を解消すべき期限にかかる文言は存在しない。また、「特別法コンメンタール増補弁護士法」(甲1の1)及び「条解弁護士法【第5版】」(甲2)には、同法第89条第1項が期限付きの経過規定であるとの記載も存在しない。原告らの主張は、同法同条の文言の解釈を超えたものであり理由がない。

なお、弁護士法には、「弁護士法人は、その成立の時に、主たる法律事務所の所在する地域の弁護士会（二個以上の弁護士会があるときは、当該弁護士法人が定款に記載した弁護士会）の会員となる。」（弁護士法第36条の2第1項）との弁護士会の併存状態を前提とした規定が設けられており、当該規定が存在することも、原告の当該主張に理由がないことの根拠となり得る。

したがって、東京地方裁判所の管轄区域内に、被告東弁、被告一弁及び被告二弁が併存することは違法ではない。また、当該併存状態に違法性がない以上、被告東弁が総会を開催しないことは裁量の範囲を超えるものでもない。

2 国家賠償法上の違法性はないこと

上記1のとおり、被告東弁は違法行為を行っておらず、また、裁量権の逸脱又は濫用が認められるものではないし、原告らには損害も発生していないのであるから、被告東弁が、原告らに対して、損害賠償をすべき義務はない。

3 結語

以上のとおり、本件訴えはいずれも不適法であるから却下を免れず、仮に適法であったとしても、原告らの各請求はいずれも理由がないことが明らかであるから、速やかに棄却されるべきである。

以 上

令和6年（行ウ）第452号 弁護士会鼎立解消手続等請求事件

原告 道本幸伸 外6名

被告 東京弁護士会 外3名

答 弁 書

令和7年1月30日

東京地方裁判所民事第2部Dc係 御中

〒141-0021

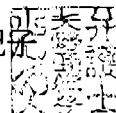
東京都品川区上大崎2-24-13

目黒西口マンション1号館1004

三島総合法律事務所

電話03-6417-4062 FAX03-6417-4063

被告日本弁護士連合会訴訟代理人弁護士 矢野 亜紀



〒104-0061

東京都中央区銀座六丁目12番1号 第2寿ビル7階

銀座みゆき通り法律事務所（送達場所）

電話03-5568-6646 FAX03-5568-6648

被告日本弁護士連合会訴訟代理人弁護士 廣江



第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの被告日本弁護士連合会に対する訴えをいずれも却下する
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする

との判決を求める。

なお、上記1の本案前の答弁が認められない場合には、予備的に、

- 1 原告らの被告日本弁護士連合会に対する請求をいずれも棄却する
 - 2 訴訟費用は原告らの負担とする
- との判決を求める。

第2 本案前の答弁の理由

- 1 請求の趣旨第1項から第3項記載の被告日本弁護士連合会に対する訴えについて

被告東京弁護士会、被告第一東京弁護士会及び被告第二東京弁護士会（以下「被告三会」という。）の存続は、弁護士法（昭和24年法律第205号）（以下、特に断りのない限り、単に「弁護士法」という。）が明文で認めるものであり（弁護士法第89条第1項等）、被告三会は適法に存在している。

また、弁護士法第89条第2項は、「何時でも」合併又は解散ができるとして、任意の合併又は解散を規定するにすぎない。

したがって、被告三会の合併又は解散は、被告三会の自主的・自律的な判断に委ねることが相当であり、当該合併又は解散を前提として被告日本弁護士連合会に対して指導及び監督を求める訴え（請求の趣旨第1項（2））、被告三会が「地方裁判所の管轄区域ごとに設立」（弁護士法第32条）しないことの違法を確認する訴え（請求の趣旨第2項）及び当該違法を前提とする損害賠償請求（請求の趣旨第3項）は、司法審査に適しないものと解される。

よって、「法律上の争訟」（裁判所法第3条第1項）に当たらず、請求の趣旨第1項から第3項記載の被告日本弁護士連合会に対する訴えは却下されるべきである。

- 2 請求の趣旨第1項（2）について

原告らの請求の趣旨第1項（2）は、行政事件訴訟法第3条第6項第1号及び同法第37条の2に基づく義務付けの訴えであるところ、上記のとおり、被告三

会は適法に存在し、「合併又は解散」（弁護士法第89条第2項）は任意になされるものにすぎない。

適法に存在する被告三会に対し、任意の合併又は解散を行うについて、被告日本弁護士連合会が何らかの「処分」性のある行為を行う余地はなく、一定の処分を前提とする「法律上の利益」もないことから、行政事件訴訟法第3条第6項第1号及び同法第37条の2に基づく義務付けの訴えの要件を欠く。

したがって、当該義務付けの訴えは却下されるべきである。

第3 請求の原因に対する認否

1 「概要」について

第1段落中第1文及び第3文、第2段落中第1文に引用されている条文の存在は認め、その余は否認ないし争う。被告日本弁護士連合会は、弁護士法に基づき設立された法人であり（弁護士法第45条第1項・第3項）、弁護士、弁護士法人及び弁護士会は、被告日本弁護士連合会の会員である（弁護士法47条）。

2 「第1 被告三会の鼎立と現行弁護士法」について

(1) 「1 被告三会の鼎立」について

代言人規則（明治13年5月13日司法省布達甲第1号）に基づく代言人組合の存在、弁護士法（明治26年3月4日法律第7号）及び同法第18条の存在、被告東京弁護士会の一部が被告第一東京弁護士会を設立したこと、被告第二東京弁護士会が大正15年に設立されたこと、東京地方裁判所管轄区域において被告三会が存在していること、弁護士法（昭和8年5月1日法律第53号）（以下「旧弁護士法」という。）並びに同法第9条、第22条、第29条、第34条、第53条第1項及び第2項、第54条の存在は認め、その余は不知。

(2) 「2 現行弁護士法による弁護士会」について

(1) は、原告らが引用する甲1及び甲6に概ね(1)の趣旨の記載があることは認める。

(2)のうち、原告らが引用する条文の存在は認め、その余は否認する。

(3)のうち、原告らが引用する条文の存在は認め、その余は否認する。

なお、原告ら記載の「31条3項」は、35条3項の誤記と思われる。

(4)のうち、甲1及び甲6に概ね原告らが引用する趣旨の記載があることは認め、その余は否認する。

(5)のうち、原告らが引用する条文の存在は認め、その余は知らないし争う。

3 「第2 当事者と処分行為・公法上の法律関係等」について

(1) 「1 行政庁（行訴法3条6項1号）」について

弁護士法により弁護士に高度の自治権が認められたこと、弁護士となるには入会しようとする弁護士会を経て被告日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録されなければならないこと（弁護士法8条及び9条）、弁護士に所属弁護士会及び被告日本弁護士連合会の会則遵守義務があること（弁護士法22条）、会費の負担が弁護士の義務であること、弁護士会により懲戒権が行使されること（弁護士法56条2項）は認め、その余は否認し争う。

(2) 「2 被告四会の併存解消処分とその懈怠（行訴法3条6項1号）」について

弁護士法第32条、第45条及び第89条の存在は認め、その余は否認し争う。なお、被告三会に関する主張は認否の限りでない。

(3) 「3 原告適格（行訴法37条の2第3項「法律上の利益を有する者」）」について

原告らが所属弁護士会に所属していること、弁護士法が強制加入制度を定めていることは認め、その余は否認し争う。なお、被告三会に関する主張は認否の限りでない。

(4) 「4 公権力の行使に当たる会長と被害者である会員（国賠法1条1項）」について

弁護士法第35条第3項及び第50条の存在は認め、その余は否認し争う。なお、被告三会に関する主張は認否の限りでない。

(5) 「5 公法上の争訟性（裁判所法3条・行訴法4条後段）」について

否認し争う。

4 「第3 併存解消解怠は裁量権の範囲を逸脱もしくは濫用として違法・違憲であること（行訴法37条の2第5項後段／行訴法4条／国賠法1条1項）」について

(1) 「1 地方裁判所ごとの設立とその例外」について

(1) のうち、弁護士法32条の存在は認め、その余は否認し争う。

(2) のうち、弁護士法89条1項の存在は認め、その余は否認し争う。

(2) 「2 付則89条1項の鼎立容認『期限付』であること」について

(1) のうち、旧弁護士法30条及び弁護士法32条の存在は認め、その余は否認し争う。

(2) のうち、甲1-1及び甲3に概ね原告ら引用の趣旨の記載があることは認め（ただし、甲1-1の168頁に「(鼎立)」の記載はない。）、その余は否認し争う。

(3) 「3 付則89条1項の猶予期限は『自治権の習熟とその権限による統合に必要な裁量期間内』と理解すべきこと」について

(1) のうち、旧弁護士法の附則及び同法34条の存在は認め、その余は否認し争う。

(2) のうち、弁護士法43条1項の存在は認め、その余は争う。

(3) は、争う。なお、被告三会に関する主張は認否の限りでない。

(4) のうち、国家行政組織法2条2項の存在は認め、その余は否認し争う。

(5) は、争う。なお、被告三会に関する主張は認否の限りでない。

(4) 「4 併存解消解怠は裁量権を逸脱して違法であること」について

(1) 及び(2) は、争う。

(3) は、否認し争う。なお、被告三会に関する主張は認否の限りでない。

(5) 「5 併存解消解怠は違憲でありかつ国際人権規約に違反していること」について

(1) のうち、旧弁護士法30条ただし書の存在は認め、その余は争う。
なお、被告三会に関する主張は認否の限りでない。

(2) は、争う。

(3) のうち、弁護士法35条3項の存在は認め、その余は否認し争う。
なお、被告三会に関する主張は認否の限りでない。

(4) 及び(5) は、争う。

(6) 「6 会長の職務に関する故意・過失(国賠法1条1項)」について
否認し争う。

5 「第4 三会鼎立により被る原告らの重大な不利益ならびに回復困難な損害
(行訴法37条の2第1項/国賠法1条1項)」について

(1) 「1 三会鼎立により東京の弁護士の得べかりし利益を得られない不利益」
について

(1) のうち、被告三会及び大阪弁護士会の存在、被告三会及び大阪弁護士会の2023年3月31日現在の各会員数、大阪弁護士会に大阪弁護士会総合法律相談センター、大阪弁護士会行政連携センター、大阪弁護士会高齢者・障害者総合支援センター、大阪弁護士会遺言・相続センター、大阪弁護士会中小企業・NPO法人等支援センターが存在することは認め、その余は知らないし争う。

(2) のうち、ア記載の霞が関法律相談センター、新宿総合法律相談センター、蒲田法律相談センター、八王子法律相談センター、立川法律相談センター、町田法律相談センターが存在すること、イ記載の池袋法律相談センター、北千住法律相談センター、錦糸町法律相談センター、東京弁護士会高齢者・障害者総合支援センター、東京弁護士会紛争解決センターが存在すること、エ記載の東京都知的財産総合センター、東京都援護協会、中央区、大田区、新宿区、荒川区、千代田区、足立区主催の法律相談、東京都新宿区消費生活相談、第二東京弁護士会仲裁センター、第二東京弁護士会高齢者・障がい者総合支援センターが存在することは認め、その余は知らないし争う。

(3) のうち、エ記載の大阪弁護士会高齢者・障害者総合支援センター、大阪弁護士会遺言・相続センターが存在することは認め、その余は知らないし争う。

(4) のうち、被告三会がそれぞれ東京弁護士会多摩支部、第一東京弁護

士会多摩支部、第二東京弁護士会多摩支部を置いていること、当該各支部に支部長が置かれていることは認め、その余は知らないし争う。

(5) は、知らないし争う。

(2) 「2 三会てい立により東京の弁護士が被る不利益ならびに損害」について

知らないし争う。

(3) 「3 弁護士会館の管理運営費負担における危機的問題」について

(1) のうち、アの第1段落及び第2段落第1文は、弁護士会館が地上17階地下2階であることは認め、その余は否認する。「専有部分」は「専用部分」、「共有」は「共同専用部分」とするのが正確である。

同アの第2段落第2文は、講堂が被告日本弁護士連合会及び被告東京弁護士会の共同専用部分であることは認め、その余は不知。

同イの第1段落は認め（ただし、「会館維持管理費」は「維持管理費」である。）、第2段落は不知。

(2) のうち、被告三会が弁護士会館につき特別会費又は臨時会費を徴収してきたことは認め、その余は不知。

(4) 「4 被告東弁の運営の破綻危機」について

(1) 及び(2) は不知。

(3) のうち、区分所有であるとの主張は否認し、その余は知らないし争う。

(5) 「5 三会合併の必要性」について

(1) アにつき、区分所有であるとの主張は否認し、役員室等が被告三会の専用部分にそれぞれ存在していること、被告第一東京弁護士会の専用部分に図書室及び講堂が存在することは認め、その余は知らないし争う。

(1) イ及び(2) は、知らないし争う。

(6) 「6 世間への発信や交流が困難」について

知らないし争う。

(7) 「7 不必要な会費の負担強要」について

被告三会の会費がそれぞれ月額1万6000円であること、被告日本弁護士連合会の会費及び特別会費の合計が1万2300円であること（「1万2000円」とあるのは1万2300円の誤記と思われる。）、被告三会が弁護士会館につき特別会費又は臨時会費を徴収してきたこと、会員には会費の支払義務があり未払が懲戒事由となり得ること、被告三会にそれぞれ会長及び副会長が存在し報酬の支払があること、弁護士会館に役員室等があることは認め、その余は知らないし否認し争う。

(8) 「8 懲戒権の恣意的運用の危険」について

原告らが引用する弁護士法の条文の存在は認め、その余は知らないし争う。
なお、被告三会に関する主張は認否の限りでない。

(9) 「9 社会的信用の失墜」

原告らが引用する弁護士法の条文の存在は認め、その余は否認し争う。なお、被告三会に関する主張は認否の限りでない。

(10) 「10 弁護士法の空洞化」について

争う。

(11) 「11 人権侵害」について

争う。

(12) 「12 損害の回復困難性（行訴法第37条の2第2項：損害の回復困難と性質及び程度、処分内容及び性質）」について

争う。

(13) 「13 損害額の評価」について

否認し争う。

6 「第5 三会鼎立が残存する要因 弁護士会のガバナンス欠如」について

(1) 「1 弁護士会は目的を持った法人」について

認める。

(2) 「2 総会決議事項」について

原告らが引用する被告三会の各会則が存在することは認め（ただし、東京弁護士会会則は第32条第1項第1号、第一東京弁護士会会則は第43条第2号、第二東京弁護士会会則は第24条第1号の誤記と思われる。）、その余は不知。

(3) 「3 弁護士法33条、34条」について

原告らが引用する弁護士法の条文の存在は認め（ただし、「会議に関する事項」とあるのは「会議に関する規定」の誤記、「34条」とあるのは「39条」の誤記と思われる。）、その余は争う。

(4) 「4 法人の事業計画ならびに事業報告」について

被告三会の会長及び副会長の任期が1年であること、原告らが引用する弁護士法の条文の存在は認め、その余は知らないし争う。

7 「第6 司法救済の必要性（行訴法37条の2第1項／同4条後段）」について

(1) 「1 会員の会内努力による解決は極めて困難なこと」について
知らないし争う。

(2) 「2 司法権の発動しか方法がないこと」について

弁護士法第45条第2項の存在は認め、その余は知らないし否認し争う。

(3) 「3 裁判所の監督条項の準用」について

原告らが引用する弁護士法の条文の存在（ただし、「43条10」は「43条の10」の誤記と思われる。）は認め、その余は争う。

(4) 「4 司法判断によって解決されること」について

否認し争う。

8 「第7 まとめ」について

否認し争う（なお、「弁護士法第30条」は「弁護士法第32条」の誤記と思われる。）。なお、被告三会に関する主張は認否の限りでない。

第4 請求の原因に対する被告の主張

1 被告三会の存在は、「第32条の規定にかかわらず、この法律施行後もなお存続させることができる」として弁護士法が明文で認めているものであり（同法第89条第1項）、同法に反するものではない。

また、弁護士法第36条の2第1項、第2項及び第4項において、一地域に2個以上の弁護士会があること、法律事務所の所在地に2個以上の弁護士会があることを前提とする規定も置かれている。

そもそも、弁護士法第89条第2項は「何時でも合併又は解散することができる」と規定しており、被告三会の任意の「合併又は解散」を定めているにすぎない。

そうすると、適法に存在する被告三会に対し、被告三会が任意に「合併又は解散」するか否かについて、被告日本弁護士連合会が何らかの指導及び監督（弁護士法第45条第2項参照）を行うことは、同法の予定するところではないと解される。

したがって、原告らの請求の趣旨第1項（2）は、その前提を欠くため理由がない。

2 また、原告らの請求の趣旨第2項は、前述のとおり、被告三会の存在が弁護士法に反するものではないため、理由がない。

3 原告らの請求の趣旨第3項は、前述のとおり、被告日本弁護士連合会において被告三会に対し何らかの指導及び監督を行うことが予定されていない以上、被告日本弁護士連合会会長の「職務権限の不行使」（訴状・27頁）及びその違法は観念できず、原告らの主張には理由がない。

以上

令和6年(行ウ)第452号 弁護士会鼎立解消手続等請求事件

原告 道本幸伸 外6名

被告 東京弁護士会 外3名

証拠説明書

令和7年1月30日

東京地方裁判所 民事第2部 Dc係 御中

被告東京弁護士会訴訟代理人弁護士 森 山 亮 介

同 (担当) 大 野 俊 介

同 由 岐 洋 輔

同 新 美 智 彬

同 大 和 田 彩 乃

同 山 下 紗 耶 佳

同 (担当) 出 口 俊 太 郎

同 (担当) 吉 田 清 悟

同 湯 山 花 苗

代

代

代

号証	標 目 (原本・写しの別)		作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備 考
乙A1	東京弁護士会会則	写し	昭和35年3月14日	被告東京弁護士会	被告東弁の会則では、総会は会長が招集するとされており、会長以外の者が総会招集の請求を行い得る場合は、常議員会の議長が常議員会の議決を経て総会招集の請求をしたとき、150人を超える弁護士会員が議案に理由を付して連署しその代表者により総会招集の請求をしたときに限定していること等	

令和6年（行ウ）第452号 弁護士会鼎立解消手続等請求事件

原告 道本 幸伸 外6名

被告 第二東京弁護士会 外3名

答 弁 書

2025年（令和7年）2月3日

東京地方裁判所民事第2部Dc係 御中

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-16-2

岩尾ビル6階

弁護士法人リーガルリンク

TEL03-6809-2841

FAX03-6809-2879

被告第二東京弁護士会訴訟代理人

弁護士 梶 原 秀 史

代

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-1-3

第一富澤ビル3階

原後綜合法律事務所（送達場所）

TEL03-3341-5271

FAX03-3359-5975

被告第二東京弁護士会訴訟代理人

弁護士 小 野 高 広

第1 請求の趣旨に対する答弁

1 本案前の答弁

- (1) 原告らの請求をいずれも却下する
- (2) 訴訟費用は原告らの負担とする
との判決を求める。

2 本案の答弁

- (1) 原告らの請求をいずれも棄却する
- (2) 訴訟費用は原告らの負担とする
との判決を求める。

第2 請求の原因に対する認否反論

おって準備書面により明らかにする。

以 上

添付書類

- 1 訴訟委任状 1 通

○東京弁護士会会則

(昭和35年3月14日制定)

改正	昭和36年3月25日改正	昭和36年12月16日改正	昭和37年12月22日改正
	昭和39年7月18日改正	昭和41年5月21日改正	昭和42年3月11日改正
	昭和43年9月2日改正	昭和45年3月27日改正	昭和46年3月16日改正
	昭和48年12月25日改正	昭和49年6月1日改正	昭和50年12月22日改正
	昭和51年12月3日改正	昭和54年1月25日改正	昭和54年5月30日改正
	昭和54年11月21日改正	昭和56年1月22日改正	昭和59年1月13日改正
	昭和59年3月23日改正	昭和59年11月26日改正	昭和60年11月6日改正
	昭和61年5月28日改正	昭和62年2月26日改正	平成元年5月30日改正
	平成2年3月14日改正	平成2年5月30日改正	平成3年5月30日改正
	平成4年5月27日改正	平成5年5月26日改正	平成5年11月17日改正
	平成6年5月25日改正	平成6年12月1日改正	平成7年5月30日改正
	平成8年5月28日改正	平成9年1月30日改正	平成9年1月30日改正
	平成10年5月28日改正	平成11年5月30日改正	平成11年12月20日改正
	平成12年5月31日改正	平成13年5月31日改正	平成13年5月31日改正
	平成13年12月13日改正	平成14年5月30日改正	平成15年2月28日改正
	平成15年12月16日改正	平成17年2月23日改正	平成17年2月23日改正
	平成17年2月23日改正	平成17年2月23日改正	平成17年2月23日改正
	平成18年5月30日改正	平成18年5月30日改正	平成18年7月18日改正
	平成18年7月18日改正	平成19年3月12日改正	平成19年3月12日改正
	平成19年5月29日改正	平成19年10月1日改正	平成19年10月1日改正
	平成19年11月30日改正	平成21年3月10日改正	平成21年5月27日改正
	平成22年5月26日改正	平成22年11月30日改正	平成23年5月31日改正
	平成24年5月30日改正	平成25年11月28日改正	平成27年3月16日改正
	平成27年3月16日改正	平成27年3月16日改正	平成28年3月10日改正
	平成30年3月19日改正	平成30年3月19日改正	平成30年3月19日改正
	平成31年3月19日改正	平成31年3月19日改正	平成31年3月19日改正
	2019年6月6日改正	2019年12月11日改正	2019年12月11日改正
	2020年9月24日改正	2021年3月10日改正	2021年8月31日改正
	2021年8月31日改正	2022年3月14日改正	2022年3月14日改正
	2022年3月14日改正	2022年3月14日改正	2023年3月7日改正
	2023年3月7日改正		

目次

- 第1章 総則(第1条―第7条の2)
- 第1章の2 弁護士法人会員(第7条の3)
- 第1章の3 外国法事務弁護士特別会員及び外国法事務弁護士法人特別会員(第7条の4)
- 第1章の4 共同法人会員(第7条の5)
- 第2章 入会及び退会(第8条―第22条の3)
- 第3章 弁護士会員(第23条―第30条)
- 第4章 総会(第31条―第39条)
- 第5章 役員(第40条―第47条)
- 第6章 常議員会(第48条―第55条)
- 第7章 委員会(第56条―第107条の10)
- 第8章 建議及び答申(第108条)
- 第9章 日本弁護士連合会及びその代議員(第109条―第114条)
- 第10章 法律援助事業(第115条・第116条)
- 第11章 資産及び会計(第117条―第124条)

令和6年（行ウ）第452号 弁護士会鼎立解消手続等請求事件

原告 道本幸伸 外6名

被告 第一東京弁護士会 外3名

答 弁 書

令和7年2月4日

東京地方裁判所民事第2部D係 御中

被告第一東京弁護士会訴訟代理人

〒141-0022 東京都品川区東五反田5-21-6

池田山コープ1001 塚田法律事務所（送達場所）

電話 03-3280-2468

FAX 03-3280-2469

弁護士 塚 田 耕 太



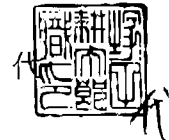
〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-7-1

ミツワ小川町ビル6階 桜みらい法律事務所

電話 03-5577-7078

FAX 03-5577-7079

弁護士 齊 藤 真



〒102-0083 東京都千代田区麴町2-2-36

麴町鈴木ビル4階 サンライズ法律事務所

電話 03-5275-2060

FAX 03-3265-8278

弁護士 土 田 恵



被告第一東京弁護士会（以下「被告一弁」という。）は、令和6年11月11日付け訴状に対し、以下のとおり、答弁を行う。

本案前の答弁

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 本件訴えをいずれも却下する
 - 2 訴訟費用は原告らの負担とする
- との判決を求める。

第2 本案前の答弁の理由

追って準備書面を提出する。

本案の答弁

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する
 - 2 訴訟費用は原告らの負担とする
- との判決を求める。

なお、仮執行の宣言を付するのは相当ではないが、仮にその宣言をなされる場合においては、担保を条件とする仮執行免脱の宣言を求める。

第2 請求の原因に対する認否及び被告一弁の主張

追って準備書面を提出する。

以上